

酒広組事発第116号
令和6年2月21日

酒田地区広域行政組合

監査委員 大石 薫 様
監査委員 石川 武利 様

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和6年1月30日付酒広組監発第27号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
事務局 管理課	<p>注意 事項</p> <p>【支出事務】 ○支払事務の遅延により遅延利息が発生したもの</p> <p>最終処分場埋立地で使用しているホイールローダの予備タイヤ・ホイール代316,493円について、令和5年5月22日付けの請求書（支払期限：令和5年6月21日）が届いていたものの、令和5年9月5日に支払期限から2か月15日遅れで支払をしていた。その際、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条の規定による遅延利息1,600円（年2.5%）が生じ、支出科目を新設して流用により対応していた。</p> <p>請求書の適正な管理を行い、期限内に支払えるよう事務を改善すること。</p>	<p>年度契約している委託料・薬品については、係長がチェック表を作成し、毎月支出状況を確認していましたが、単発で契約している消耗品・修繕等については、チェックが漏れていました。</p> <p>今後は、契約したものすべて支出状況を確認するとともに、支出命令を起票後、そのコピーを取り、請求書と一緒に保存することで、間違いなく起票したことを確認することとし、再発防止に努めます。</p>